

平成28年度の公表資料

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

貸付事業の概要

貸付事業の名称	交通遺児に対する奨学金貸与事業(高等学校奨学金貸与事業)
法人名	公益財団法人交通遺児育英会
貸付事業の額(国費相当額)	5,144百万円(3,218百万円)(平成28年4月1日現在)
貸付事業の概要	交通遺児である高等学校生等が経済的理由により修学が困難な場合、修学に必要な奨学金を貸与するものである。
貸付事業を終了する時期	当該事業は、犯罪被害者等の救済を継続して行う事業の一つであって、交通事故の減少傾向は続いているが、国民の安全と安心を確保する上で極めて重要な事業であり、継続的に実施する必要があるため新規募集の受付終了時期及び終期を設定していない。
貸付事業の目標	目標:交通遺児(高校生)の修学の安定化 考え方:現在、交通事故による死者数は減少傾向にあるものの、引き続き、交通事故被害者の保護の増進を図るためには、交通事故による交通遺児が経済的理由により修学困難にならないよう、安定的に事業を実施する。
奨学金の申請方法	本ホームページの「奨学金を希望される方」ページに記載の「奨学金制度の概要」をご参照ください。 ここをクリック(▷CLICK)
・申請期限	
・審査基準	
・審査体制	
基金シート	国土交通省ホームページの「交通遺児に対する奨学金貸与事業(基金シート番号24)」をご覧ください。 http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_001193.html